解散公告

当社は、平成二十三年三月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

東京都千代田区永田町二丁目一二番四号

有限会社アンタレス・プロパティー

清算人　石井　博晶

解散公告

当社は、平成二十三年三月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

東京都千代田区永田町二丁目一二番四号

有限会社イオ・キャピタル・パートナーズ

清算人　石井　博晶

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

東京都千代田区一番町六番三号ＬＭ一番町六〇八号室

一般社団法人エムアンドスリーケイコーポレーション　代表清算人　飯塚　裕之

解散公告

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

神奈川県足柄下郡箱根町湯本二七七番地の一六

株式会社東京登記管財

代表清算人　相馬　計二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

川崎市宮前区菅生二丁目三一番二四号

有限会社エムアール

清算人　森川　清司

解散公告

当社は、平成二十三年二月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

神奈川県逗子市小坪六丁目七番一八号

有限会社ときわストアー

清算人　駒田　英隆

解散公告

当社は、平成二十三年三月二十八日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

石川県七尾市馬出町ハ部四番地一

株式会社ＮＳＲＨ

代表清算人　今井　覚

解散公告

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

山梨県甲府市宝一丁目四番十三号

山梨パナモ株式会社

代表清算人　吉崎　哲司

解散公告

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

長野県諏訪郡下諏訪町六一一六番地二

有限会社北原食品

清算人　北原　國衛

解散公告

当社は、平成二十三年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

名古屋市千種区仲田二丁目一四番一六号

マルショウ商事株式会社

代表清算人　木戸かす美

解散公告

当社は、平成二十三年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

大阪市東成区東小橋三丁目五番二号

株式会社竹内商店

代表清算人　竹内　博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

大阪府堺市堺区柳之町西一丁一番二五号

株式会社角野

清算人　角野　裕治

解散公告

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

岡山県倉敷市日吉町四八二番地

有限会社稲本建設

清算人　三宅　光之

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年一月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

福島県郡山市駅前二丁目四〇三番一〇号

特定非営利活動法人十代の性行動の危機を考え行動する会　清算人　富永國比古

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

群馬県前橋市大渡町一〇番七号

財団法人群馬県企業公社

清算人　洞口　幸男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

富山県富山市総曲輪二丁目一番三号

社団法人富山県雇用開発協会

代表清算人　佐々木　誠

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十二月六日開催の社員総会の決議により、平成二十三年三月七日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

静岡県静岡市葵区呉服町二丁目一番五号

社団法人静岡県サッカーを愛する会

代表清算人　松井　純